



関係省庁のうごき

ごみ固形燃料の製造・利用 に関するガイドライン等を発表

環境省は、三重県のごみ固形燃料発電所における爆発事故の発生を踏まえて、「ごみ固形燃料適正管理検討会」（座長：武田信生京都大学大学院教授）においてごみ固形燃料の製造、保管、性状管理方法等について検討を進めてきたが、12月25日、ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン等を内容とする報告書を取りまとめた。環境省では、同日、各都道府県に対し、ガイドラインの周知・徹底を図るよう通知した。また、今後、廃棄物処理施設の構造や維持管理に関する基準とすべきものを精査し、廃棄物処理法施行規則に基づく廃棄物処理施設の技術上の基準の見直し等を行う予定としている。

ごみ固形燃料適正管理検討会の報告書の概要は以下の通りである。（環境省ホームページより引用）

一方、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力・保安院の「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ」（主査：大島榮次東京工業大学名誉教授）では12月15日に報告書が取りまとめられ、原子力・保安院は本報告書を踏まえて三重県庁及びその他14のRDF発電所の設置者に対して、事故再発防止策の策定と実施スケジュールを平成16年1月末までに報告することを求めた。（経産省ホームページより）

また、以上の発表に先がけて、11月22日には、三重県ごみ固形燃料発電所事故調査委員会委員長（笠倉忠夫豊橋技術科学大学技術開発センター・コーディネーター）から三重県知事に最終報告書が提出されている。三重県ではこの報告書にある提言に盛り込まれた安全対策をRDF発電所とRDF化施設において的確に実施するため、12月10日、環境部に安全技術対策プロジェクトチームを設置した。（三重県ホームページより）

なお、総務省消防庁は「ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討会」（委員長：田村昌三東京大学大学院教授）がまとめたRDFの安全対策の考え方の案から、RDFをわらや石炭、木くずなどと同様な指定可燃物に指定する方向で検討中である。（11月15日環境新聞、他）